

東洋史研究

第八卷
第二號

昭和十八年六月發行

初代磧西節度使の起源と其の終末（下）

——碎葉焉耆更換事情の一考察——

佐藤 長

四 「磧西」節度使の意義とその初期の活動

先にも注意して置いた資治通鑑開元三年十一月の條の張孝嵩のフェルガナ遠征には、張孝嵩奉使廓州、還陳磧西利害、請往察其形勢。

と記されて居つて磧西なる文字が現れて来る。張孝嵩はかくして玄宗の許可を得て西方に出たのであるが、彼が實際に活躍したのはフェルガナ方面である。故に磧西とはフェルガナ方面を含んで居る事が先づ考へられてくる。

第二の例は新唐書^{卷一}杜暹傳である。

開元四年（杜暹）以監察御史覆屯磧西、會安西副都護郭虔瓘與西突厥可汗阿史那獻鎮守使劉遐慶更相訟、詔暹卽按、入突騎施帳、究索左驂、虜以金遺暹、暹固辭、左右曰、公使絕域、不可失戎心、乃受焉、陰埋幕下、已出

境、乃移文昇取之、突厥大驚、度積追、不及去。

郭虔瓘と阿史那獻との不和に就いては後述する。此の場合杜邈が覆屯した積西は極めて漠然として居る。しかし注意すべきは鎮守使劉遐慶である。此の場合の兩人の不和は對突騎施政策の齟齬によつて居る。劉遐慶は明かに獻の側に付いて居る。獻は此處では西突厥可汗と云はれて居るが、之も甚だ漠然とした呼び方で當時は積西節度使である。對突騎施問題について積西節度使と行動を共にする鎮守使は先づ碎葉鎮守使を措いて他にない。碎葉鎮守使と記さずに只鎮守使と記したのは、積西及び西突厥可汗の語より自明の事と考へたからに外なるまい。かくして積西なる場所は少くとも碎葉及び西突厥と密接な關係あるものである事が理解せられるのである。

第三の例は資治通鑑天寶十二載九月の條である。

北庭都護程千里追阿布思至積西、以書諭葛祿使相應、阿布思窮迫、歸葛邏祿、葛邏祿葉護執之、并其妻子麾下、數千人送之。

阿布思に就いては同書に、

天寶十一載春三月、安祿山發蕃漢步騎二十萬、擊契丹、詔以雪去秋之耻、初突厥阿布思來降平見上卷元年上厚禮之、賜姓名李獻忠、累遷朔方節度副使、賜母奉信王、獻忠有才略、不爲安祿山下、祿山恨之、至是奏請、獻忠

帥同羅數萬騎、與俱擊契丹、獻忠恐爲祿山所害、自留後張瞻請奏留不行、瞻不許、獻忠乃帥所部、大掠倉庫、叛歸漠北、祿山遂頓兵不進

とあり、冊府元龜卷九八六
征討五には

天寶十三載、程千里擒叛虜阿布思、阿布思九姓首領也。

とある。彼は十二載の夏五月には回紇の破る所となり、安祿山は其の部下を誘つて降らしめた。祿山の精兵は之より強くなつたと云ふ。回紇に破られ其の部下の背叛等の爲に流石の彼も力盡きたのであらう。九月には北庭都護の程千里及び葛邏祿に捕へられる事になる。此の場合の磧西も極めて解釋し難い。^①葛邏祿の住地は大アルタイの西麓カイルティシュから西方に跨つて居る（新唐書回紇傳）。葛邏祿は三姓に分たれ、顯慶以後には稍々南徙し首領は三姓葉護と稱して居た。阿布思を捕へた葉護は此の三姓葉護の意味に相違ない。資治通鑑天寶十二載九月甲寅の條には、

加葛邏祿葉護頓毗伽開府儀同三司、賜爵金山王。

とあり、金山王の賜爵からしても金山方面に據つて居た事は疑へない。更に新唐書回紇傳には廷州以西の諸突厥が彼等を甚だ恐れて居た事を述べて居る。しからば葛邏祿は北廷州より西の方になかなかな勢力を及ぼして居たのであらう。程千里が北庭を出で、阿布思を追ひ、葛邏祿に相應ぜしめたのはかやうに北庭以西に於ける葛邏祿の勢力を利用したものに相違ない。磧西と云ふのは此の場合にもやはり北庭の西方を指して居るのである。

此等の他に磧西なる語を拾へば中唐から晩唐にかけて幾多の例を諸記録に見出す事が出来る。しかし今はかゝる煩雜な手續をやめ最も時代の近接した以上の三例に止める。

兎に角右の三例によつて、臆けながら磧西とは北庭の西方碎葉方面からフェルガナ方面までをも含む事が明かになつた。磧西節度使の管轄範圍も此より自ら理解されよう。節度「北庭安西」已西諸蕃國と磧西節度使とは全くその内容を根本的に一にする。磧西なる語と共に、唐代の諸史料に散見するのは磧北・磧南等の語である。磧北磧南は後世の漠北漠南と同義に用ひられて居る。磧は云ふまでもなくゴビの大沙漠であらう。唐會要卷七安北

都護府の條を見ると、龍朔三年二月十五日の下に瀚海、雲中兩都護府の設置を述べて、

仍以磧爲界、磧北諸蕃州悉隸瀚海、磧南並隸雲中。

とある。是れ磧北・磧南の範圍を示して最も明確なものであらう。磧西なる語は結局此と類屬語と考へればよい。ゴビの沙漠の西方一帯にして唐の勢力の及んだ範圍、それが磧西の語の含む意味に相違ない。唐代の西域は漢代の西域とは若干範圍が異つて居る。漢代の西域は眞の意味では漢の勢力の及んだのは東西トルキスタンであつた。特に東トルキスタンは西域都護が駐在して營々としてその經略に任じて居た。漢の勢力はかなり此の方面に浸透はしたが、北方には匈奴烏孫の勢力があり、天山以北の地は決してその支配下には入つて居なかつた。唐は此の點若干相違するものがある。太宗は貞觀十四年高昌國の滅亡即ち西州の創建とほぼ同時に、廷州に北庭都護府を開設した。高宗代の西突厥の動搖に乗じては遂に碎葉方面まで鎮守使を置くやうになつた。かくして唐はその初期からして天山北路方面に着實に支配權を確保せんとしつゝあつたのである。いはゞ唐は天山の兩側に二大都護府を置き、相互に唇齒の連絡もつて西域經營を完成して行かんとしたのであつた。此の活動範圍は確に漢代とは異つて居る。漢代の西域なる語はそのまゝでは唐代には概念的には一致しない。磧西なる語はかかる場合に極めて適當なものとして登場して来る。唐代の磧西節度使は一見漢代の西域都護に似て、しかも内容に於てはより大きな任務とより大きな支配圈を持つて居るのである。松田學士は磧西なる語を「西域」位の漠然たる意味と解せられた。此の解釋は決して誤つては居ないけれども、より適確に言へば右の如き解釋を根柢として理解されるべきであらう。

さて前述の如く開元元年に阿史那獻の兼職は三分された。當時の狀勢は北庭方面に突厥侵寇の憂あり、南方河

西パミール方面には吐蕃の活動の恐があつた。然して西突厥の故地には未だ突騎施潰滅後の動搖が続いて居る。此等三方面の不安を考へると此にそれ／＼對抗する所の機關及び統轄の機關に專任の人物を持つて來たのは當然の事である。此の處置は翌開元二年の諸事件によつて愈々妥當なる事が認められて來る。

開元二年の二月に默咥の北庭攻撃があり、都護の郭虔瓘が死守した事は再度前述した通りであるから、又茲には繰返す事は避ける。西突厥方面の動搖は都護の叛によつて表面化した。

未幾擢默磧西節度使、十姓部落都擔叛、默擊斬之、傳首闕下、收碎葉以西帳落三萬內附、璽書嘉慰、葛邏祿・

胡屋・鼠尼施三姓已內屬、爲默咥侵掠、以默爲定遠道大總管、與北廷都護湯嘉惠等特角

(新唐書西突厥傳)

此の文は年月を記さない爲に種々の誤解を生じやすい。都擔の叛は通鑑では開元二年三月の條に、

西突厥十姓酋長都擔叛。三月己亥磧西節度使阿史那默克碎葉等鎮、擒斬都擔、降其部落二萬餘帳。

とある。

所が冊府元龜

卷三五八 將帥部立功十一には

阿史那默爲北庭大都護瀚海軍使、開元二年梟突厥都擔首、默于闕下、并擒其孥及胡祿等部落五萬餘帳內屬。

とある。前述の如く開元元年には北庭都護は郭虔瓘に讓られたから、此の文で當時阿史那默が北庭都護であるとするのは誤つて居り、やはり通鑑の如く磧西節度使とすべきであらう。

それはさておき資治通鑑考異によると、玄宗の「實錄」には開元二年九月乙卯に胡祿屋闕及び首領等一千三十人、來降せる事を傳へ、右の冊府元龜の記載と一致すべき胡祿屋二萬餘帳の内屬を同年十月庚辰とし、又阿史那默が都擔を擒へたのを同年三月、首を闕下に致したのを六月にかけて居たと云ふ。此の實錄の記載は信じてよ

いであらう。都督が如何なる部に屬して居たかは今直ちには知り難い。しかし前掲通鑑には「降其部落二萬餘帳」とあり、冊府元龜卷九七七外臣部降討には、

「開元二年」十月胡祿屈二萬帳詣北庭內屬。

とある。胡祿屈は胡祿屋の譌であり咄陸部に屬して居る。通鑑の記事は叛亂平定の結果を直に述べた爲に、十月の胡祿屋內屬の事件を三月の條に入れたものであらう。都督が碎葉で平定された所を見ると、其の支配範圍は弩失畢方面にも若干及んで居たと考へても差支へない。新唐書西突厥傳に平定の結果として「收碎葉以西帳落三萬內附」とあるのは、此の支配下にあつた部落が內屬したのを示すべく、從つて冊府元龜將帥部立功篇の記載は、此の都督支配下の碎葉東西の部落を總て阿史那獻が接收した事を物語つて居ると思ふ。故に總じて「并擒其弩及胡祿等部落五萬餘帳內屬」となるのである。

以上のやうに解すれば新唐書の文は一面的な記載ではあつても尙充分に正しいのである。松田學士は「碎葉以西帳落三萬內屬」を「碎葉以東云々」の誤として解せられたが其の必要は少しもない。尤も氏が碎葉以西は突騎施の根據地であつたからとするのは一應考へられなければならないが、當時は未だ突騎施は混亂狀態にあり、碎葉以西の地に安定せる中心勢力は出現して居ない。此の事は後に更に詳述する所あるであらう。

五 十姓可汗阿史那獻説の批判

さて愈々本論の中心たる開元七年の十姓可汗の問題に立入るのであるが、之に就いての藤田博士・大谷教授等の説は共に本文冒頭に述べた如く松田學士によつて駁せられて居る。其の批判は充分正しいものであるから今自

分が茲で蛇足を加へる必要はなからう。松田學士は代つて此の十姓可汗を阿史那獻と見做す説を提唱せられたが、⁽⁴⁾今では定説化された觀あり後に之に對して異説は發表せられて居ない。自分は遺憾ながら松田學士の説に従ひ得ず、之を突騎施の蘇祿と考へるので、以下其の理由を述べて見よう。順序として先づ氏の主張の吟味から始めたい。

阿史那獻を十姓可汗と呼びなす記事は年代的には景龍二年を以て最初とする。當時突騎施可汗の娑葛は亡父烏質勒の部將阿史那闕啜忠節と不和で、闕啜は爲に郭元振の處置によつて河西方面へ遷らんとした。所が闕啜は途中播仙城經略使周以悌と遇ひ、其の獎めにより唐廷に勢を振つて居た宗楚客に賂し、娑葛を討たんとして準備した。茲に至つて娑葛も自衛の爲蹶然起たざるを得なくなり、大軍を率ゐて安西方面に出動し、闕啜及び之を立てる爲に特派された攝御史中丞馮嘉賓を捕へ、安西副都護の牛師獎を火燒城に陣歿せしめて安西の道を斷つた。是に就いて舊唐書^{卷九十七}郭元振傳には次の如く記して居る。

〔宗〕楚客又奏請、周以悌代元振統衆、徵元振將陷之、使阿史那獻十姓可汗、置軍焉耆、以取娑葛、娑葛遣元振書曰、與漢本來無惡、只讐於闕啜、而宗尙書取闕啜金、枉擬破奴部落、馮中丞牛都護相次而來、奴等豈坐受死、又聞史獻欲來、徒擾亂軍州、恐未有寧日、乞大使商量處置、元振奏娑葛狀、楚客怒、奏言元振有異圖、元振使其子鴻聞道奏其狀、以悌竟得罪流于白州、復以元振代以悌、赦娑葛罪、冊爲十四姓可汗、元振奏稱、西土未寧、事資安撫、逗遛不敢歸京師、會楚客等誅。

此の文の最初の宗楚客の處置は一見總てが完全に實際に行はれたが如く見えるであらう。周以悌を以て郭元振に代へるのは、後に「復元振を以て以悌に代へた」とあるから事實行はれたが如くにも見える。しかし元振は此の

場合に罷免されても直に長安へと歸つたのではない。其の子鴻をして間道より上奏せしめたり、事件落着後も逗留して京師に歸せざる事が特記されて居るのを見ると、彼は依然として疎勒乃至は安西方面に居つて動かなくなつたらしい。元振を徴して將に陥れんとしたとあるのは此の實情を更に明かにする。かく考へて來ると、阿史那獻が十姓可汗に任ぜられたのも之と同様に事實としては疑はしく、假令任ぜられたのは事實としても、軍を焉耆に置いて婆葛を取る事だけは全く行はれなかつたと見てよい。婆葛は郭元振への報告に、「又聞阿史那獻欲來、徒擾亂州軍、恐未有寧日」と云ひ、かるが故に獻の來らざる前に「乞大使商量處置」と述べて居るではないか。結局之等は總て宗楚客一派の計畫だけの話であつて、直に實行せられたものと見るのは極めて危険と斷ぜざるを得ない。故に阿史那獻が景龍元年に十姓可汗であつたかどうかは尙疑問とせねばならないのである。

次に前にも引用したが新唐書^{卷一}杜暹傳によれば、杜暹が開元四年に監察御史を以て磧西に覆屯した時、安西副都護郭虔瓘と西突厥可汗阿史那獻とが不和であつたと云ふ。開元四年は阿史那獻は碣西節度使であり、西突厥可汗と稱さるべき理由はない。只前に検討した全唐文の制詔により、彼が興昔亡可汗の稱號を其のまゝ繼承し來つた事は推測出来る。彼が興昔亡可汗になつたのは景龍二年であるが、此の稱號は祖父彌射、父元嬰のそれを繼いだものである。實際其の當時未だ突騎施の蘇祿は可汗號を興へられて居ないのであるから、西突厥可汗と稱すべきは阿史那獻より他にない。新唐書の編者は獻の系統、當時の狀勢よりして漫然と彼を西突厥可汗と呼びなしたのであらう。しかしかゝる呼稱は決して正確なものではない。故に同事件を記した新唐書^{卷一}郭虔瓘傳には、

陟王爲安西都護、詔虔瓘與安撫招慰十姓可汗使阿史那獻數持異。

とあつて、全く別な稱號を興へて居るのである。全唐文の制詔では「招慰十姓」とあり、之によつて見れば、新

唐書は匆卒に招慰十姓を「安撫招慰十姓可汗使」となしたのであらう。十姓可汗は開元七年以後は明かに蘇祿であるから、新唐書は此の蘇祿を招撫する職掌者として阿史那獻を理解したものでらしい。實際に阿史那獻の任務は蘇祿を制御する事であつた點^④よりしても、新唐書の此の解釋は一應尤もな次第であるが、是も決して正確な官名と見做すわけにはゆかない。

只此處に一つ、資治通鑑開元五年の條に、

突騎施酋長左羽林大將軍蘇祿部衆浸疆、雖職貢不乏、陰有窺邊之志、五月十姓可汗阿史那獻欲發葛邏祿兵擊之、

上不許。

なる注意すべき十姓可汗の例が出て来る。此の記載は何等疑問を挟む餘地はないやうに見える。しかし資治通鑑の史獻に關しての理解は實は充分とは言へないものがある。開元七年の碎葉鎮の拋棄は唐の西域經營にとつて大きな事件であるにも拘はらず、通鑑には一言も記す所がない。通鑑が蘇祿を可汗に見做さなかつたのは正しい。

しかし獻を其の故に直ちに十姓可汗としたのは、結局新唐書と同様の漫然たる記載とせなければならぬ。臆測的ではあるが、通鑑は十姓可汗を阿史那獻のみと考へてしまつた爲に、碎葉鎮拋棄の際の十姓可汗を疑はざるを得ず、此の問題に關する記録をオミットしてしまつたのではなからうか。娑葛の景雲中に於ける戰歿後、唐朝は未だ蘇祿の西突厥十姓に於ける可汗位を認めて居ない。此の時に唐が霸權回復の爲差遣した阿史那獻が本蕃の地に於いての活動よりして、一般に西突厥の可汗であるとか考へられるのは極めて當然の事と言はなければならぬ。西突厥可汗とか十姓可汗とか云ふやうな稱號はつまりは彼の活動からして不用意に史家に漠然と用ひられたものに他なるまい。

されば此等の理由による限り、開元七年の十姓可汗を阿史那獻なりと見做すのは決して成立しないことになる。十姓可汗問題はかうして一切白紙に還元する。そこで次に新に十姓可汗を突騎施蘇祿と見做す愚説を述べて見よう。

六 十姓可汗突騎施蘇祿説の提唱

松田學士は突騎施可汗は十四姓可汗と言はれたから十姓可汗と稱される筈はないとせられた。^⑤前に引用した新唐書郭元振傳の一句にも記されたる如く、突騎施可汗の婆葛は景龍二年の事件後十四姓可汗に冊立せられた。之が當時婆葛の統率して居た姓數に基く事は更めて云ふまでもない。松田學士は西突厥十姓の中突騎施を黃黑二姓に分ち葛邏祿の三姓を入れて十四姓に數へられた。^⑥是は大體に於いて誤ないであらう。唯私見を以てすれば黃黑二姓を數へるのは少しく疑問がある。

新唐書西突厥傳には蘇祿の晩年の事として、晩年愁寢不聊、故鹵獲稍留不分、下始貳突、又病風、一支孿、不事事、於是大首領莫賀達干都摩支二部方盛、而種人自謂婆葛後者、爲黃姓、蘇祿部爲黑姓、更相猜讐、俄莫賀達干・都摩支夜攻蘇祿殺之。

とある。莫賀達干・都摩支の率ゐる二部の種人が自ら婆葛の後黃姓と稱したと云ふのは、此の時に初めて黃姓が黑姓から明確に區別せられた事を示して居る。舊唐書西突厥傳は、

蘇祿者突騎施別種也。

と云ひ、やはり蘇祿晩年の事として、

有大首領莫賀達干都摩度兩部落最爲強盛、百姓又分爲黃姓黑姓兩種、互相猜阻。

と云つて居るが、共に新唐書西突厥傳のそれと一致する。此等は兩姓の區別と云ふよりは、寧ろその反目が蘇祿の晩年に始まつた事を示して居るが、少くともそれは蘇祿の時代を越えるものではない。婆葛は父の烏質勒の後を繼ぎ突騎施の全盛時代を築いたのであるが、當時黑姓たる蘇祿の部は「突騎施の別種」として極めて微々たる存在であつた。されば婆葛の時代に突騎施を二姓と見るのは妥當性を缺いてゐるやうに思はれる。しからば突騎施を一姓とすれば何を以て他の一姓に數へるか。自分は咽麴を以て此の一姓に當てたいと思ふ。咽麴も葛邏祿と同様三姓より成つては居る。^①しかし彼に於いては其の組織は葛邏祿等に比すると頗る小さい。されば是を一姓と見做しても差支ないであらう。^②婆葛は葛邏祿と咽麴を其の支配下に置いて居る爲に十四姓可汗と稱されたのである。婆葛に於ける十四姓可汗は名實共に相稱つて居る。所が彼の霸業は長く續かず、景雲中に根柢から覆される運命に逢着した。間もなく蘇祿が勃興して來て西突厥に再び突騎施の勢力を回復するが、右に述べた如く彼は突騎施の正統ではないのであつて別種の出身である。故に彼が婆葛の後を繼いだと云ふ事は實際には言へないのであり、十四姓可汗の稱號も取つたとは考へられない。事實蘇祿が十四姓可汗と稱された例は一つもなく、現實を見ても葛邏祿咽麴は既に背き去つて居るのであるから、十四姓可汗等と稱せるわけのものではない。故に十四姓可汗なる稱號は婆葛には通用しても其の他の突騎施可汗には全く通用しないのである。蘇祿は混亂の中より部衆を糾合したのであるから、初期には其の勢力範圍は西突厥十姓を出でゝ居ない筈である。阿史那獻以外に十姓可汗と呼べるべき人物は蘇祿より外にないであらう。

今少しく當時の狀勢を検討して見よう。

西突厥の都擔の叛は阿史那獻によつて開元二年の三月に平定せられた。一方東突厥の默啜も老衰して其の勢は往年のおもかけはなくなつて來た。同年九月壬子には葛邏祿等の部落は涼州に出で、降つた。(通鑑開元二年の條) 翌十月には胡祿屋等の諸部が北庭に於いて降つた事は前述の如くである。(上同)。通鑑開元三年夏四月の條には、

以右羽林大將軍薛納爲涼州鎮大總管、赤水等軍並受節度、居涼州、左衛將軍郭虔瓘爲朔州鎮大總管、和戎等軍並受節度、居并州勒兵、以備默啜、默啜發兵擊葛邏祿、胡祿屋、鼠尼施等、屢破之、敕北庭都護湯嘉惠左散騎常侍解琬等發兵救之、五月壬辰敕嘉惠等、與葛邏祿胡祿屋鼠尼施及定邊道大總管阿史那獻、互相應援。

とあるのは、默啜が唐に内附せしめられた鐵勒突厥の諸族を奪取する爲に行動を開始したのであらう。通鑑考異卷十開元三年正月の條に引かれた玄宗の詔には、

詔字脱？
宜令北庭都護湯嘉惠與葛邏祿、胡屋等相應、安西都護呂休璟與鼠尼施相應。

とあり、安西方面も默啜に對抗した共同戦線にあつた事が分る。鼠尼施との關係からして之は當然しかあるべき事である。此の戦役の結末は何等明かでないが、默啜は翌四年に拔曳固を討伐し勝を恃んで輕歸した爲に遂に途中で襲殺された。唐にとつて最大の敵は一先づ茲に消滅したわけである。しかし開元三年に唐の西域經營の諸機關は默啜に對して總て東方に動員せられた爲に、西方には大きな虚隙が作られたらしい。突騎施蘇祿の勃興は此の狀勢によつて充分に誘致せられた。新唐書西突厥傳には默啜の爲に阿史那獻と湯嘉惠とが相犄角した事を述べ、次いで、於是突騎施陰幸邊隙、故獻乞益師、身入朝、玄宗不許。とある。年代は記していないが、資治通鑑開元五年五月の條には獻が葛邏祿を發して之を討たんとしたが玄宗は許されなかつたとある。獻としては西突厥に於ける自己の勢力が蘇祿に侵食されるのは堪へ難い所であつたに相違ない。所が唐廷では蘇祿を開元三年に既に

左羽林大將軍金方道經略大使となし、今又彼を順國公に冊立せんとしたのである。新唐書西突厥傳には前掲の文に引續き、

詔左武衛中郎將王惠持節安尉、方冊拜突騎施都督車鼻啜蘇祿爲順國公。

と述べて居る。通鑑の開元四年八月の條には、蘇祿が自ら立つて可汗となつた事を記して居るから、翌五年の此の處置はそれに應じてなされたものであらう。所が既に蘇祿は此の時安西方面に大軍を動員して居た爲に、彼を冊立するまでには至らなかつたらしい。新唐書は更に續けて次の如く述べて居る。

而突騎施已圍撥換大石城、將取四鎮、會（湯）嘉惠拜安西副大都護、即發三姓葛邏祿兵、與獻共擊之。

安西副大都護は親王が都護を遙領した場合に現地で實際の指揮を取る長官の名稱である。新唐書卷三三郭虔瓘傳に陝王爲安西都護、詔虔瓘爲副、虔瓘與安撫招慰十姓可汗使阿史那獻數持異、交訴諸朝。

とあるが、是にて分る如く初代の安西副大都護は郭虔瓘である。陝王が安西都護を遙領したのは開元四年正月であるが（唐會要 卷七八）郭虔瓘は開元三年から安西都護である、四年に至つて唯名稱が變つただけで、依然として事實上の安西の長官であつた。郭虔瓘と阿史那獻との確執に就いては、新唐書卷一杜暹傳二六に前にも引用したが、

開元四年以監察御史覆屯積西、會安西副都護郭虔瓘與西突厥可汗阿史那獻鎮守使劉遐慶更相訟。

とあり、二人が「數持異、交訴諸朝」とか、杜暹が至つた時に「更相訟」したとがあり、之によると兩者の不和は開元四年以前に始まつて居るらしい。其の原因は如何なる所に胚胎するものか今知る由もないが、其の惡結果の一つは對突騎施問題に於いて露呈するに至つた。玄宗が王惠をして齎らしめた詔勅には、

或云、突騎施圍石城、獻所致也、葛邏祿稱兵、虔瓘所沮也。

とある。前半の文は獻の責任を問ふ虔瓘側の非難であらうし、後半の文は獻が取らんとした處置に對する虔瓘の態度への攻撃であらう。此の場合にいづれに非があらうとも當面の問題としては、唐は急速に事態を好轉せしめなければならぬ。

郭虔瓘が退けられ湯嘉惠が安西副大都護になつたのはかゝる内情に由來する。開元三年四月に北庭都護であつた湯嘉惠は、かくして開元五年秋七月には安西副大都護として出現し、阿史那獻と相聯絡するのである。(通鑑開元年秋七月の條、開元五年秋七月の條)

帝「玄宗」將詔王惠與相經略、宰相臣璟臣頊曰、突騎施叛、葛邏祿攻之、此夷狄自相殘、非朝廷出也、大者傷小者滅、皆我之利、方王惠往撫慰、不可參以兵事、乃止、獻終以婆葛(葛邏祿の譯)強狼不能制、亦歸死長安。(新唐書西突厥傳)

蘇祿の安西攻撃は、事態が重大なので玄宗は更に王惠を遣はして經略せしめんとした。が當時廟堂に參劄して居た宋璟、蘇頌は突騎施と葛邏祿との抗爭になる事を喜び王惠が軍事に撓はる事を止めて居る。兎も角此の事件によつて唐朝の方針は完全に變更せられた。即ち突騎施が強大になりつゝあるのに鑑み、それが葛邏祿と拮抗闘争するのは唐の最もよしとする所である。それで之を和解せしめたり、或は其の一方に味方して他方を壓服し事態を強制的に安定せしめるのは、必要のない所か反つて避けなければならない事になつて來る。阿史那獻が葛邏祿を援けて突騎施を強壓せんとするのは、此の方針に全く副はない。さりとて獻が獨力で蘇祿を控制する事は更に覺つかない。しかも唐朝は此の蘇祿の安西進攻事件の後開元六年五月には、蘇祿を順國公に封じ金方道經略大使になして(通鑑同年同月の條)専ら之を羈縻せんとのみ計り出した。かくして阿史那獻は當然茲に失脚すべき運命に際會した。もはや彼の存在は全然唐の西域經營にとつて必要がない。新唐書方鎮表に開元六年にかけて、

安西都護領四鎮節度支度經略使、副大都護領碛西節度支度經略等、治西州。

とあり、碛西節度使が安西副大都護に兼ねられた事を云ふのは、獻が此の時碛西節度使を退いたからであらう。唐はかくして蘇祿を西突厥十姓の統一勢力として公認するに至つた。通鑑が翌開元七年九月壬子の條にかけて。

冊拜突騎施蘇祿爲忠順可汗。

とあるのは、蘇祿の十姓に於ける覇權に對して唐が公々然と承認を與へたものに他ならぬ。かくして初代碛西節度使は名實共に唐自らによつて消滅せしめられたのである。

碛西節度使の鎮戍地に就いては、史上に何等明記がない。前に自分は碛西なる語を解し、漢代の「西域」よりは更に廣い意味に於いて唐代の西域、少くとも北庭安西已西の西突厥の本蕃並に屬蕃の地であらうと推定しておいた。此の考察にして大過なければ碛西節度使の根據地としては、一見碎葉を措いて他に適當な地を求め得まい、成程郭虔瓘と阿史那獻との不和の際には、碎葉鎮守使の劉遐慶が獻の側に附いて居た。郭虔瓘が突騎施の攻撃は獻の致す所だと非難して居るのも肯ける。突騎施の安西攻撃は新唐書西突厥傳に、

突騎施已圍撥換大石城、將取四鎮。

とあり、先づ撥換大石城方面に行はれた事を示して居るから、其處に至る經路は碎葉方面を措いて他にない。阿史那獻の腹心が駐屯して居ながら、何等の工作する所なくして之を通過せしめたならば責任は當然獻にある。郭虔瓘の非難の由つて來る所以ではないか。更に此の問題に就いて、杜暹が碛西に赴き突騎施の帳中に入つて調査を行つた（新唐書卷一 二六杜暹傳）と云ふからには、愈々碎葉は碛西の中心と見て差支へない。蓋しかゝる調査は突騎施の中心に對してなさるべく、しかも突騎施は當時は今や將に碎葉に入らんとする態勢を整へて居たからである。烏質

勒・婆葛の時代に突騎施が碎葉を占領し之を大牙となして居た（新唐書西突厥傳）事等も思ひ合はせればよい。然らば磽西節度使の根據地は碎葉であると直ちに斷言してよいのであらうか。

新唐書方鎮表の開元六年の欄には、

〔安西〕副大都護領磽西節度支度經略等、治西州。

なる一句がある。此の一句は磽西節度使の根據地が西州にあつたのではないかと思はせるものであるが、西州は安西州の意とも取れる。磽西節度使は唐の西域諸機關の最高指揮官であつたから、その所在が碎葉の如き突出した所に進んで居るのもどうかと思はれる結局本來の任務からして碎葉が其の重要な工作據點であつた事のみしか指摘し得ないであらう。

七 結 論

さて愈々本文冒頭に掲げた新唐書焉耆傳の記事に返らう。磽西節度使は開元六年に退却し、代つて蘇祿の覇權は公に認められた磽西節度使の工作據點の碎葉は當然茲に拋棄せられる。開元七年に十姓可汗が碎葉に居らん事を請うたのは、碎葉を據有して名實共に西突厥十姓に君臨せんが爲である。かくして開元七年の十姓可汗こそは同年に新舊唐書通鑑其の他に忠順可汗としてあらはれた突騎施蘇祿に外ならない。松田學士の如く十姓可汗を阿史那獻とし、彼が此の時碎葉に移つたものとする、第一に何故に最惡の事態に立ち至つて彼が碎葉等へ進出するのか解釋がつかなくなり、第二に同じ年に西突厥には二人の可汗が同じ土地に存在した事になる。氏は更に十姓可汗を突騎施可汗とすると、烏質勒婆葛等が既に占領して居た碎葉に開元七年に至つて改めて移らん事を請

ふのは頗るをかしいと云はれる。しかし突騎施可汗とは云へ、烏質勒・娑葛と蘇祿の場合では條件が全く異つて居る。其の實情は前號に述べた通りで今再論の要はないけれども、烏質勒娑葛時代の突騎施は一旦潰滅したのであり、其處に唐の對十姓工作が行はれたのである。だから磧西節度使たる獻が碎葉方面に工作する間は、同じ土地に拮抗する勢力家が出る筈はない。出れば直ちに都擔の如く撃滅せられるのである。蘇祿は突騎施の「別種」であり、娑葛の黃姓系なるに對して黑姓系である。娑葛が碎葉にあつて全盛を極めた時代に蘇祿の部落は碎葉の西北に窮蹙して居たのである。彼は娑葛とは全然別の系統である。故に彼が開元七年に磧西節度使のものゝ重要據點の一たる碎葉へ移らんとし、之を正式に唐朝へ請うたのは極めて穩當な態度と云ふべきであらう。

さりながら碎葉鎮を拋棄して突騎施に與へる事は唐にとつては重大な問題となる。蘇祿は表面恭順を装うては居るが決して野心がないのではない。新唐書西突厥傳には。

然詭猾不純臣于唐、天子羈係之、進號忠順可汗。

とある如く詭猾なが故に、唐は充分之を警戒して居る。碎葉の地は軍事上經濟上の要衝である。疏勒・撥換大石城・龜茲・焉耆 輪臺にそれ／＼直接に公道が伸びて居る。今疏勒龜茲輪臺方面には各々軍隊が駐屯して之に備へて居る。たゞ焉耆のみが何等の施設を持つて居ない。しかも焉耆たるや、太宗高宗時代の例の示す如く西突厥方面と頗る密接な關係がある。^⑨安西副大都護として磧西節度使を兼ねしめられた湯嘉惠は、突騎施控制の責任上焉耆にも備をなさざるを得ない。焉耆の四鎮編入と云ふのはかゝる事情に基いたものと考へられるのである。

前號に於いては碎葉に多くのソグド商人が入り込んで居た事を述べた。然して今やその碎葉鎮を拋棄するのである。故に碎葉鎮の拋棄は必然的にソグド人の東方通商の監督權の拋棄をも意味する。玄宗が詔して焉耆龜茲疏勒

于闐をして西域の賈を征せしめ、北道によるものは輪臺をして征せしめたと云ふのは、結局碎葉に於ける従前の監督權を如上の諸鎮に分割付與したものと見做してよい。

かくして碎葉鎮は開元末に蓋嘉運が突騎施征討を行ふまでは一時拋棄され、唐の西域經營は一步後退を餘儀なくされたのである。

以上甚だ透徹せざる論述もて、河西・嶺西節度使の起源から開元七年の十姓可汗の問題にまで私見を述べたが、當面の對象が極めて複雑な豫備論定を必要とした爲、冗漫な記述の連續になつたのは止むを得ない。

松田學士には夙に此の方面の問題に就いて獨自の見解を發表せられて居り、爲に妄評に重ねるに妄評を以てせざるを得なくなつた。見解の相違とは云へ後學自らを憚らざるの非禮の言は心から御詫び申し上げたい。何卒御寛容の程を御願ひする次第である。

補註

① 阿不思なる名は部族名としても人名としても用ひられる。(羽田亨博士「九姓回鶻と *Arghon* との関係を論ず」東洋學報第九卷五一頁)

② 松田學士「大に北路における唐の州縣について」(史學雜誌第四二編第六號、三七)

③ 松田學士「碎葉と焉耆」(市村博士古稀記念東洋史論叢)

④ 松田學士は此の場合の「安撫招慰十姓可汗使」を「安撫招慰十姓可汗嶺西節度使」と見做されたが如何なものであらうか。(碎葉と焉耆一二六頁)。

⑤ 前掲書一一一九頁。

⑥ 前掲書一一二〇頁。

⑦ 新唐書 卷一 王方翼傳を見ると彼が永淳初年に阿史那車薄咄とイリ水に戦つた時に咽喉が來襲した事を述べ、

俄而三姓咽喉兵十萬踵至。

とある。

- ⑧ 葛邏祿の向背は遊牧民族にとつても唐にとつても西域經營上屢々問題を投じた。けれど咽喉には單獨行動を以てかやうな變轉を西域の形勢に齎らした事はない。咽喉の組織は葛邏祿等と同様には決して見倣す必要はないのである。

- ⑨ 大谷勝眞學士「安西四鎮の建置とその異同に就いて」(白鳥博士還曆記念東洋史論叢二七五頁)。

附記

本稿は昭和十六年の京大東洋史談話會に梗概を述べたものであるが、今回原稿作成に當つては身邊多忙を極めた爲に不満足の點が頗る多い。まがりなりにも印刷に付するを得たのは全く先輩藤枝・日比野兩學士の示教と配慮に基くものである。記して厚く御禮を申し上げたい。